



いじめ対応マニュアル

平成29年4月

仙台市立東仙台小学校

1 いじめ問題に関する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

(1) 基本的考え方

■いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止推進対策法第3条（平成25年法律第71号。以下「法」という。）

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

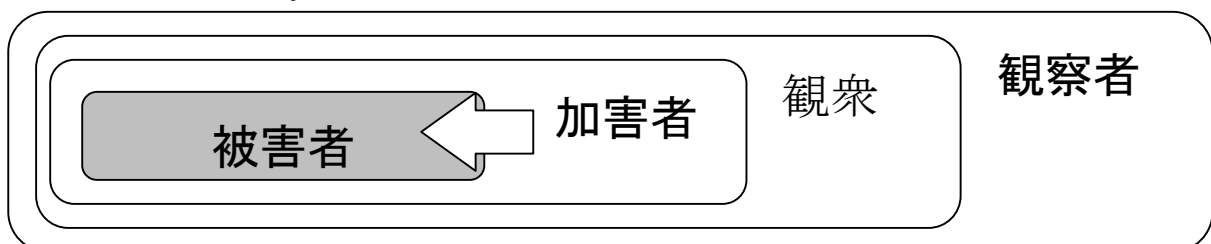
■いじめの定義（法第2条より）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記のいじめの定義を踏まえ、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものである、との認識をもって、対応にあたる。

(2) いじめの構造

いじめは、単にいじめを受けている子供といじめている子供との関係だけでとらえることはできない。いじめには役割があり、「四層構造」になっている。まず、いじめる側（加害者）といじめられる側（被害者）がいる。さらに観衆としていじめをあおったり面白がったりしている者、最後にいじめを見て見ぬふりをしている傍観者がいる。これをいじめの四層構造という。いじめの当事者だけでなく周りの子供たちへの指導も大切であり、集団の中でいじめを許容する雰囲気を変えていかないといじめはなくなる。



2 いじめの未然防止のために

(1) いじめを許さない学校・学級づくり

学校生活において、子供同士のトラブルは、日常的なものである。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことがないように、未然防止を図ることが重要である。

■いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための4つの柱

- ◇ いじめを許さない子供を育てる教育活動
- ◇ いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的・計画的取組
- ◇ 教育相談体制の充実
- ◇ 教師の人権意識

(2) いじめの未然防止に向けての手立て

「発生してから対応する（事後対応）」という考え方ではなく、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換が求められている。いじめが起きないようにすること、起きた後の対応ばかりに力を注ぐのではなく、起きにくくするために力を尽くすという取組が重要である。子供を被害者にさせないだけでなく、加害者にもさせない「未然防止」に努めなければならない。

◇ いじめを許さない子供を育てる教育活動

- ・いじめゼロに向けた児童の主体的な取組を促進する。
- ・「道徳」「総合的な学習の時間」を中心に、学校教育活動全体を通じて、いじめを生まない人間関係や集団づくりを指導・推進する。

■学級経営の充実

- ・子供に対する教師の受容的、共感的態度により、子供一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
- ・子供の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめます。
- ・正しい言葉遣いができる集団を育てる。
- ・学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う。
- ・児童の実態を「いじめアンケート」や欠席・遅刻・早退の日数等の活用により把握する。
- ・自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見直しをもってすすめる。

■児童が主体的に参加・活躍できる授業づくり

- ・「自己決定」・「自己存在感」・「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。
- ・児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりをすすめる。
- ・道徳や学級活動の中で、いじめを題材として取り上げ、話し合い活動を通していじめの未然防止や解決の手立て、いじめの心理について学習する。

3 いじめの早期発見・早期対応のために

仙台市は、『いじめはしない・させない・許さない』の考え方を基本に、「いじめは早期発見・早期対応が重要」との姿勢の下、「地域とともに歩む」学校づくりをすすめている。

(1) いじめの早期発見・早期対応への取組

◇ いじめの早期発見・早期対応に向けた組織的・計画的取組

- ・学校独自の「いじめ対策マニュアル」を策定し、教職員がいじめを把握した場合の報告のルートやその後の対応協議など、組織的な情報集約化や組織的な把握のための校内体制づくり策定する。
- ・定期的ないじめの実態把握調査（毎年全市的に実施するもの）だけでなく、学校独自の「いじめアンケート調査」の実施など、学校としてのいじめの実態把握・早期発見のための取組を実施・推進する。

◇ 教育相談体制の充実

- ・「学校いじめ防止等対策委員会」や「学校いじめ調査委員会」を組織し、いじめに対して全校体制で取組む。
- ・いじめの相談体制を児童、保護者に周知したり、「相談箱」を設置したりして相談しやすい環境を整える。
- ・いじめの防止等に関する学校の取組状況を学校だより等で広報したり、PTAとの共催による研修会を実施したりして、地域や家庭との連携を十分に図る。

■いじめ防止対策委員会

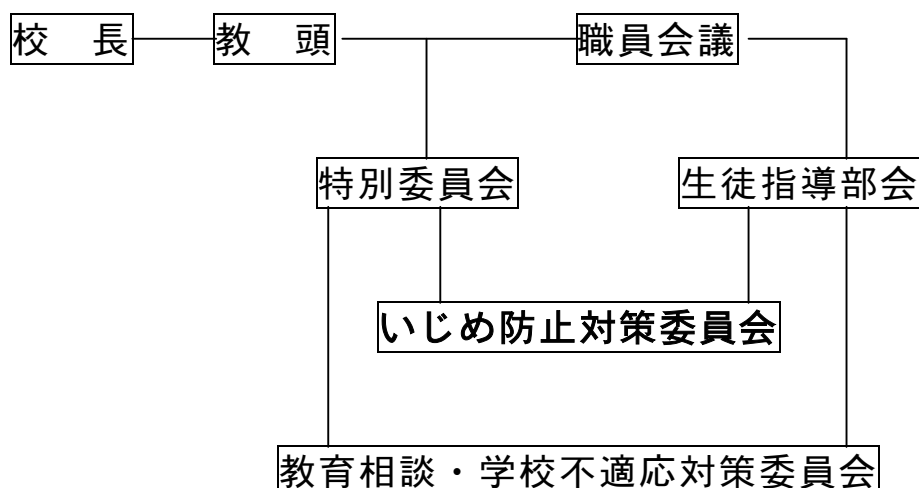
本校は学校経営の方針として『子供を中心に据え、一人一人を生かす教育活動に努める』という点をあげている。さらに、『生命を大切にし思いやりのある児童の育成』を目標に日々の指導にあたっている。しかし、子供たちの中に『いじめ』あるいはその前兆ともいえるものが存在することも否定できない。従って、常に実状を的確に把握し適切な対応をとることが何よりも重要であると考えます。

そこで、①いつも『いじめがあるのではないか』という意識を持って、学校の実態把握をすること、②いじめ防止の積極的な対応策を講ずることを目的として『いじめ防止対策委員会』を設置する。

委員会の組織と機能

構成 校長・教頭・教務主任・教育相談担当・生徒指導主任・いじめ対策担当・養護教諭
(個々の具体的問題については当該学級担任・当該学年主任も参加)

組織図（校内組織）



機能

- ①いじめ問題発生時の対策協議と指導並びに相談（必要に応じて随時実施）
- ②いじめ防止策の検討と状況把握（定例会を実施）
- ③保護者・地域・外部機関との連絡，連携の窓口
- ④共感的児童理解を基盤とした学級経営のための援助支援

その他 本委員会の運営は，本委員会の目的が効果的かつ実質的に達成できるよう弾力的に行うものとする。

◇ 教師の人権意識

- ・いじめに関して定期的に校内研修を実施し，教職員全員のいじめに対する理解を深める。
- ・「チェックリスト表」を作成して，全職員が共有する。

(2) いじめを早期発見する手立て

○教師と子供との日常の交流を通じた発見

- ・授業中や休み時間における子供との会話を通して，気になる様子に目を配る。

○複数の教員の目による発見

- ・多くの教師が様々な学習活動を通して子供たちに関わることにより，発見の機会を増やす。

○アンケート調査や教育相談を通じた把握

- ・子供が希望するときには，すぐに面談ができる体制を整える。

○保護者からの相談や地域からの連絡

- ・いじめに関する学校の考え方や取組を周知し，共通認識にたった上で協力を求める。

4 いじめの発見から解決まで

■発見から指導，組織的対応の展開

1 いじめの情報（気になる情報）のキャッチ

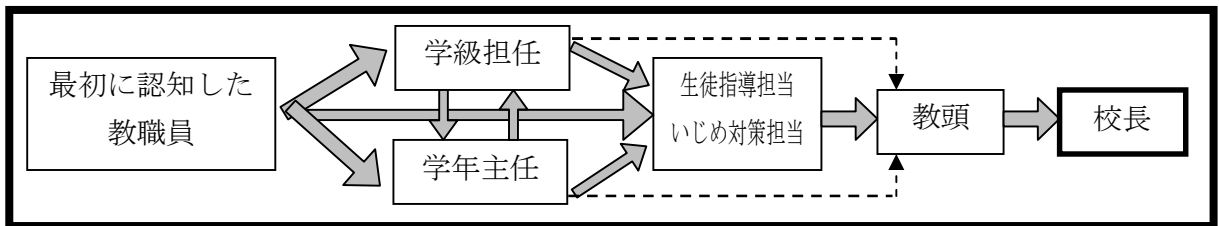
- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・ノート等から気になる言葉を発見
- ・子供や保護者からの訴え
- ・アンケート調査から発見
- ・同僚からの情報提供
- ・SOSボックス

独断で判断して、
解決を焦らない



必ず報告

- ▲担任が陥りやすい傾向
- ・自分の責任と思いつめ、自分だけで解決しようとする
 - ・指導力が否定されたと感じる
 - ・解決を焦る



2 学校いじめ防止等対策委員会

重大事態

学校いじめ調査委員会

校長，教頭，教務主任，教育相談担当，生徒指導主任，いじめ対策担当，学年主任，担任，養護教諭

3 対応方針の決定・役割分担

- (1) 情報の整理
 - ・発見までの経緯
 - ・いじめの態様，関係者（被害者，加害者，周囲の子供）の特徴
 - (2) 対応方針
 - ・緊急度の確認（「自殺」「不登校」「脅迫」「暴行」等の危険度を確認）
 - ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
 - (3) 役割分担
 - ・被害者からの事情聴取と支援担当
 - ・周囲の児童と全体への指導担当
 - ・加害者からの事情聴取と指導担当
 - ・保護者，関係機関への対応担当
- (※市教委への事故一報，随時続報)

4 事実の究明と支援・指導

〈事情聴取の際の留意事項〉

- ・事情聴取は，人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- ・関係者からの情報に食い違いがないか，複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- ・情報提供者についての秘密を厳守し，報復などが起こらないように細心の注意を払う。

〈事情聴取の段階ではなならないこと〉

- ・被害者と加害者を同じ場所で事情を聴くこと。
- ・注意，叱責，説教だけで終わること。
- ・双方の言い分を聞いて，すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ・ただ単に謝ることだけで終わらせること。

(1) 被害者（いじめられた子供）への対応

【基本的な姿勢】

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた子供の味方になる。
- ・子供の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- ・担任を中心に複数の教員で対応し、子供が話しやすい環境をつくる。
- ・子供の話にじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- ・学校は、絶対がいじめを許さないことを伝える。
- ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子供のよさや優れているところを認め、励ます。
- ・いじめている側の子供との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。

▲「君にも原因がある」「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察】

- ・連絡ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

(2) 加害者（いじめた子供）への対応

【基本的な姿勢】

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうするべきだったのか、これからどうしていくのか内省させる。

【事実の確認】

- ・担任を中心に複数の教員で対応し、子供が話しやすい環境をつくる。
- ・対応する教師は、中立の立場で事実確認を行う。

【指導】

- ・学校は、絶対がいじめを許さないことを伝える。
- ・被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- ・いじめに至った心情やグループ内等での立場をじっくり聴き、今後の行動の仕方について考えさせる。

▲被害者側の話だけで判断して、安易に謝らせて終わりするといった指導はしない。

【経過観察】

- ・連絡ノートの交換や面談等を定期的に行い、教師との交流を続けながら気持ちの変化を見守っていく。
- ・授業、学級活動等を通して、友人とのよい関係づくりを指導・支援する。

(3) 観衆、傍観者への対応

【基本的な姿勢】

- ・いじめは、学級や学年全体の問題として対応していく。
- ・いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実の確認】

- ・具体的な事実を知っている子供には、個別に話を聴く。

【指導】

- ・学校は、絶対にいじめを許さないことを伝える。
- ・被害者の辛さに気付かせ、自分たちも加害者の一員であることの自覚をもたせる。
- ・いじめを止めたり、教師に知らせたりすることは、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- ・これからどのように行動したらいいのか、いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察】

- ・授業や学級活動、学校行事等を通して、お互いを認め合う集団づくりをしていく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

(4) 保護者との連携

【いじめられている子供の保護者との連携】

- ・事実が確認された時点で速やかに面談を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
 - ・学校とし徹底して子供を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
 - ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子供の様子等について情報提供を受ける。
 - ・いじめの全貌が分かるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
 - ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- ▲保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスには、いじめはない」などという。
→事実を調べ、いじめがあれば子供を必ず守る旨を伝える。
- ▲「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
- ▲電話で簡単に対応する。

【いじている子供の保護者との連携】

- ・事実が確認された時点で速やかに面談を行い、学校で把握した事実を正確に伝えるとともに、その場で子供に事実の確認をする。
- ・相手の子供の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と子供の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校としては事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・事実を認めなかったり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針、教師の子供を思う信念を示し、理解を求める。

【保護者との日常的な連携】

- ・年度当初から、学校だよりや学校HP等で、いじめ防止に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供を依頼する。
- ・いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

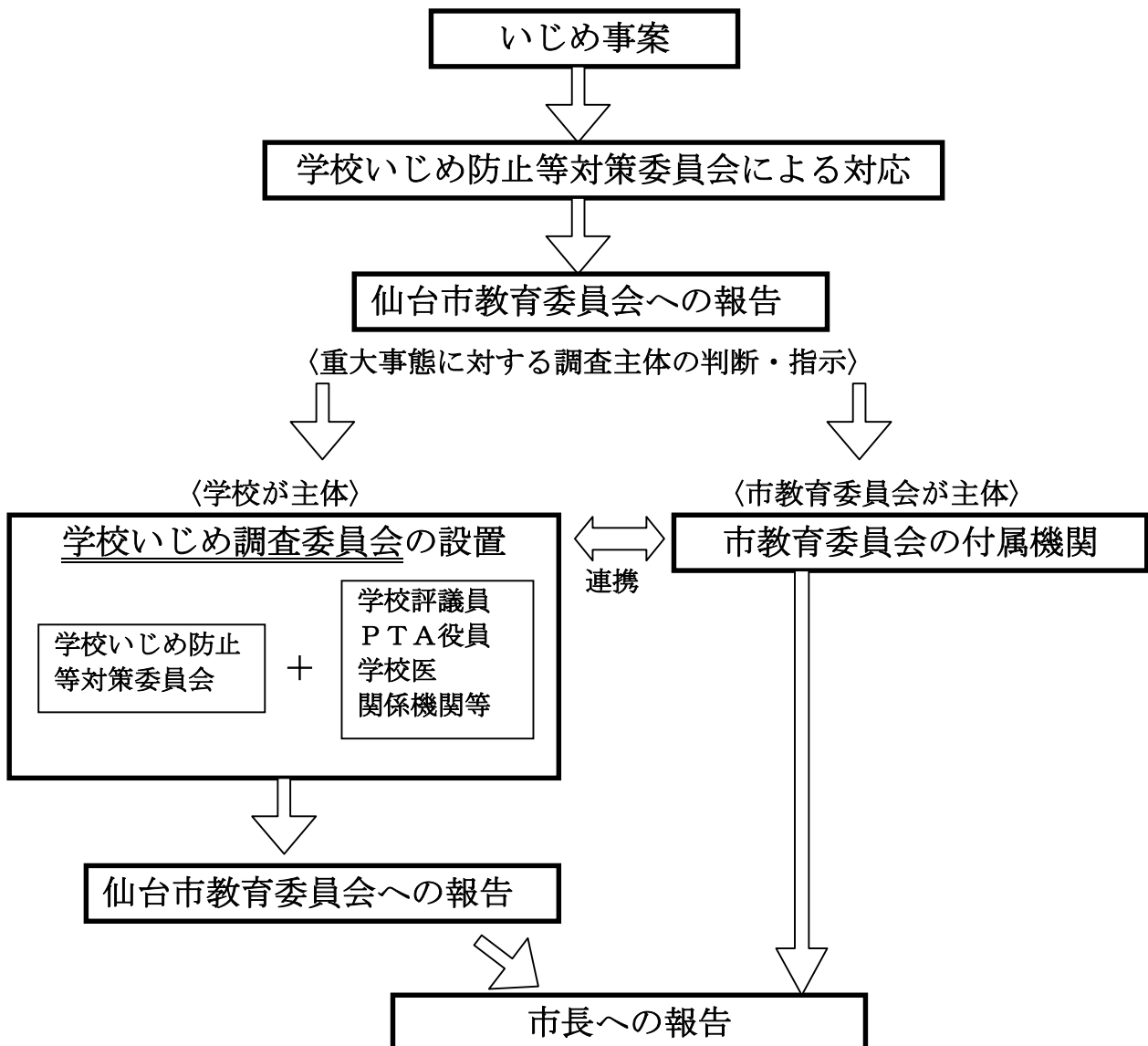
※「生命、心身又は財産に重大な被害」とは

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- など

※「相当の期間学校を欠席」とは

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

(2) 重大事態発生時の対応



6 いじめに関わる教育指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	学校、学年間の情報交換 指導記録の引き継ぎ	学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり 【学級活動】	
	いじめに関する指導方針・ 指導計画の確認	学校いじめ防止等対策委員会 保護者へのいじめ対策の説明と啓発【懇談会】	生活アンケート①
5月	問題をかかえた児童の共 通理解【児童理解の会】	行事（運動会）を通した 人間関係づくり いじめ防止きずなキャンペーン の取組	
6月		「命の尊重」をテーマに して【道徳】	
7月		「感謝と思いやり」をテ ーマにして【道徳】	生活アンケート② 保護者との個別面談
8月	教職員校内研修		
9月	保護者向け研修会	行事（陸上記録会）を通し た人間関係づくり【6年】	
10月	学校いじめ防止等対策委員会	行事（学芸会）を通した 人間関係づくり	
11月	問題をかかえた児童の共 通理解【児童理解の会】	「いじめダメ！絶対！」【学活】 防災教育【5年総合】 自分づくり教育【6年総合】	いじめアンケート③ 【キャンペーン期間】
12月		「命の尊重」をテーマ にして【道徳】	子供たちについて 意見交換【懇談会】
1月		「ホッとするとき」【学活】 ストレスマネジメント	生活アンケート④
2月	教職員校内研修		子供たちについて 意見交換【懇談会】
3月	学校いじめ防止等対策委員会	卒業生を送る会	生活アンケート⑤
	本年度の課題検討 指導記録の引き継ぎ		

7 関係資料

■ 「仙台市立東仙台小学校いじめ発見・把握のためのチェックリスト」

『仙台市立東仙台小学校いじめ発見・把握のためのチェックリスト』

いじめへの対応で大切なことは、いじめの兆候に早く気づき、早期に対応することです。学校で注意しておきたい「いじめのサイン」としては、次のようなものがあげられます。

○学級に次の項目にあてはまる児童がいればチェックし、今後の指導に生かしてください。

時間帯	チェック	項目
朝の会		遅刻・欠席が増えている。
		始業時間ぎりぎりの登校が目立つ。
		表情がさえず、うつむきがちになる。
		出席確認の際、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。
		持ち物が紛失したり、落書きされたりする。
授業開始時		忘れ物が多くなる。
		用具・机・椅子等が散乱している。
		周囲が何となくざわついている。
		一人だけ遅れて教室に入る。
		席を替えられている。
授業中		頭痛・腹痛を頻繁に訴える。
		保健室によく行きたがる。
		グループ分けで孤立しがちである。
		正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわめく。
		テストの成績が急に下がり始める。テストを白紙で出す。
休み時間		教室や図書室で一人である。
		今まで一緒だったグループから外れている。
		訳もなく階段や廊下を歩いたり、用もないのに職員室に来たりする。
		友達と一緒にいても表情が暗い。オドオドした様子で友達についていく。
		理由もなく服を汚していたり、ボタンが取れていたたりする。
給食時		机を寄せて席を作ろうとしない。
		その子供が配膳すると嫌がられる。
		食べ物にいたずらされる。(盛りつけをしない。わざと多く盛られる。)
		食欲がない。
		笑顔がなく、黙って食べている。
清掃時		その子供の机や椅子だけが運ばれず、放置されている。
		その子供の机や椅子をふざけながら蹴ったり、掃除用具で叩いている。
		他の子供と一人離れて清掃している。
		皆の嫌がる分担をいつもしている。
		目の前のゴミを捨てられる。

時間帯	チェック	項目
放課後		下校が早い。あるいは、いつまでも学校に残っている。
		玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。
		みんなの持ち物を持たされている。
		通常の通学路を通らずに帰宅する。
		靴や鞆、傘など、持ち物が紛失する。靴箱にいたずらされる。
その他		教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。
		叩かれる、押される、蹴られる、突かれるなど、ちょっかいを出される。
		独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
		教師と視線を合わさない。話すときに不安そうな表情をする。
		宿題や集金などの提出が遅れる。
		刃物など、危険なものを所持する。

■いじめに関する相談機関（仙台市）

相談機関名	所在地	電話番号
仙台市教育局教育相談課	仙台市青葉区上杉1-5-12 上杉分庁舎13階	022-214-8878
仙台東警察署	仙台市宮城野区南目館21-1	022-231-7171
東仙台交番		022-256-7936
仙台市児童相談所	仙台市青葉区東照宮一丁目18-1	022-219-5111
宮城県警察本部少年課（いじめ110番）		022-221-7867
仙台北法務局人権擁護部（子どもの人権110番）		0120-007-110
仙台市精神保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台）		022-265-2191